

「日司連の民事信託への取り組みと民事信託士に期待するもの」

日本司法書士会連合会  
副会長 鯨井 康夫

1. 民事信託について

(1) 民事信託とはどのようなものか

自分の信頼できるある人に財産を預け（移転し）て、管理または活用してもらい、自分または親族等の第三者に給付したり承継させたりする制度で、信託の機能（特徴）を生かした、多様な設計が可能

(2) 民事信託の普及の現状と理由

信託業法規制と税制

受託者規制と税制の不備

中国地方弁護士会連合会「信託制度が有効に活用できる制度整備を求める宣言」（2013年（平成25年）10月11日中国地方弁護士大会）

(3) 福祉型信託と成年後見制度

① 財産管理制度ではあるが、身上配慮が重要

② 委託者と受託者との間には信認関係

受任者の注意義務よりもより高度な信認義務

③ 第三者による監督の必要性

2. 司法書士業務と民事信託

(1) 司法書士法施行規則31条

他人の事業の経営や他人の財産の管理処分、成年後見人としての事務その他これに付帯関連する事務の業務規定化

従来付帯的に行なってきたものが、司法書士法人制度導入を契機に法定化された

(2) 遺産承継業務のツールとしての民事信託

① 相続法制や遺言制度との対比

② 任意契約による遺産承継

(3) 司法書士の役割

- ① 信託スキームの設計・構築
- ② 監督制度の担い手として

3. 日本司法書士会連合会の取り組み

(1) 民事信託推進委員会と財産管理業務対策部の設置

(2) 公益信託法改正と福祉型信託法制の創設の提言

公益信託法改正 ～ 平成 27 年 12 月の公益信託法改正研究会報告を受けて法制審議会信託法部会が再開される

福祉型信託法制 ～ 公益信託との整合性に留意しつつ各論点について議論を深化

(3) 金融審議会中間論点整理（平成 20 年 2 月 8 日）について

- ① 福祉型の信託に関する検討  
福祉型信託の必要性、制度設計、担い手等について検討
- ② 今後の議論の在り方

4. 民事信託士について

(1) 福祉型信託における担い手としての役割

- ① 信託スキームの設計者として
- ② 監督制度としての信託監督人、受益者代理人の給源として
- ③ 福祉型信託法制創設後の受託者または受託法人事務担当者として

※ 参考図書

「増補 新しい家族信託」公証人(現弁護士)遠藤英嗣先生著（日本加除出版）H26. 8. 25 刊

「信託法 第 4 版」新井 誠 中央大学教授（有斐閣）H26. 3. 14 刊